

車 輛 管 理 規 程

株 式 会 社 大 成

第1条（目 的）

この規程は、会社が占有する車両の管理及び合理的運用に関する事項について定める。

第2条（車両の定義）

この規程で車両とは、社有であると、社外からの借上げであることを問わず、会社が常時使用する自動車及び原動機付自転車をいう。

第3条（統括管理者）

本規程の規制する内容についての統括管理者は、代表取締役とする。

第4条（鍵の保管）

社有車の鍵の保管は、統括管理者の担当とする

（2）社員は、統括管理者の許可なく、車両の鍵を持ち出してはならない。

第5条（社用車使用の許可）

社員が社用車を使用しようとするときは、上長に許可を受けた後、統括管理者に申し出て、鍵を預かるものとする。

（2）前項の規定により社用車を使用した者は、帰社後車両を所定の場所に保管し、すみやかに車両の鍵を統括管理者に返還しなければならない。

第6条（車両整備）

車両の修理担当者は、常に社用車の整備に心がけ、定期点検を怠ってはならない。

（2）運転者は、社用車の故障又は整備不良を知ったときは、直ちに統括管理者に報告し、その車両を修理担当者に引き渡さなければならない。ただし、事故その他の緊急を要する場合にはこの限りではない。

（3）運転者の不注意又は粗暴な運転に起因する故障による場合は、修理費の全部又は一部を負担させることがある。

第7条（車両の運転）

車両は、全て法令にしたがって運転しなければならない。

（2）車両は、職務として運転を許可された者のほかは運転してはならない。

（3）交通事故が発生したときは、その車両の運転者は法令に定める処置を行うほか、直ちに統括管理者に報告し、指示を受けなければならない。

（4）事故発生に際しては、会社を通すことなく個人で勝手に示談してはならない。

第8条（車両の私用使用）

自己の通勤又は私用に車両を使用してはならない。ただし上長の許可を受けた場合を除く。

第9条（罰金・反則金の負担）

交通違反をした社員が罰金・科料または反則金を科せられた場合、当社は一切責任を負わない。

第10条（事故処理対策委員会）

会社は、事故発生後速やかに事故処理対策委員会を設け、当該事故の調査、事故処理及び諸手続き並びに損害額の確定等を指揮決定する。

2. 事故処理対策委員会は、統括管理者及び取締役を委員とし構成する。
3. 緊急の場合には、統括管理者を招集して開催することができる。

第11条（損害賠償請求及び懲戒処分）

社員が交通事故を起こしたため、当社が損害賠償を負担せざるをえなくなった場合は、会社は、事故責任者に対し、次のように求償権を行使する。ただし、実際に発生した損害額を超えることはない。

1. 第5条による許可を得ないで社用車を運転した場合、第8条に違反して車両を私用で使用した場合および無免許運転又は酒酔い運転により事故を発生せしめた場合は、その全額。
 2. 前号を除く場合は、その賠償額の半額以内において事故処理対策委員会の定めた額。
 3. 前項の求償額は、本人の希望により割賦払いとすることができる。
- （2）損害賠償請求とは別に、交通事故の原因が社員の過失や故意による場合はその情状に応じて、就業規則に則って懲戒処分を行なう。

附 則

1. この規程は、2020年7月1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。